

我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える  
実務研究会の開催について

令和5年7月25日  
国際仲裁の活性化に向けた  
関係府省連絡会議幹事会決定

- 1 国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議において平成30年に取りまとめられた「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」に基づき、法務省において令和元年6月からの5か年の事業として、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査等業務を委託して実施してきたところ、令和6年3月で同事業が終了するに当たり、これまでの取組を総括するとともに、実務関係者のニーズを踏まえつつ、今後の国際仲裁の活性化のためのより効果的な施策を検討する必要がある。この検討に資するため、国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）の下に、我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会（以下「研究会」という。）を設け、これを開催する。
- 2 研究会の構成員については、幹事会議長が決定する。
- 3 研究会に座長を置き、幹事会議長の指名する者がこれに当たる。
- 4 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- 5 研究会の庶務は、内閣官房の協力を得て、法務省及び経済産業省において処理する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、研究会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える  
実務研究会の座長及び構成員について

令和5年7月25日  
国際仲裁の活性化に向けた  
関係府省連絡会議幹事会議長決定

我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会の開催について（令和5年7月25日国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会幹事会決定）第2項及び第3項の規定に基づき、我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会の座長及び構成員について次のとおりとする。

座長 山本 和彦 一橋大学法学研究科教授  
委員 東 貴裕 日本製鉄株式会社 法務部 国際法務室上席主幹／  
知的財産部 知的財産法務室 知財法務第一課長  
小川 新志 一般社団法人日本商事仲裁協会 仲裁調停部 仲裁調停課長  
小原 淳見 弁護士（第一東京弁護士会）  
高取 芳宏 弁護士（第一東京弁護士会）  
中山 紘行 山鋼プラント株式会社 代表取締役  
関係府省庁 内閣官房副長官補室（法務担当）  
内閣府知的財産戦略推進事務局  
法務省大臣官房国際課  
外務省経済局政策課  
スポーツ庁競技スポーツ課  
経済産業省貿易経済協力局貿易振興課  
特許庁総務部総務課  
国土交通省総合政策局政策課